

千歳市広告付きAED設置事業仕様書

1 業務内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) AEDの提供
- (2) (1)の消耗品の交換、故障対応等の保守・管理業務
- (3) 設置期間満了時の撤去及び原状回復
- (4) 広告主の募集、広告枠の販売及び広告の製作

2 設置場所

設置場所は、次のとおりとする。

なお、現地調査の結果、より効果的な設置場所が考えられる場合は、施設管理者と協議の上、設置場所を変更することができるものとする。

No.	施設名	所在地	設置場所	連絡先
1	千歳市役所 本庁舎	千歳市東雲町 2丁目34番地	1階 ロビー	総務課総務係 担当 峯田（ミネタ） 電話 0123-24-0109
2	農民研修センター （東部支所）	千歳市東丘824番 地の121	1階 玄関	市民環境部東部支所 担当 竹内（タケウチ） 電話 0123-21-3131
3	支笏湖市民センター （支笏湖支所）	千歳市支笏湖温泉 3番地	1階 ロビー	市民環境部支笏湖支所 担当 朱田（シュダ） 電話 0123-25-2004
4	千歳市温水プール	千歳市流通3丁目1 番9号	1階 ロビー	スポーツ振興課スポーツ施設係 担当 小野寺（オノデラ） 電話 0123-24-0855
5	スポーツセンター （ダイナック スアリーナ）	千歳市真町176番 地の2	1階 ホール	スポーツ振興課スポーツ施設係 担当 小野寺（オノデラ） 電話 0123-24-0855
6	千歳市開基記念 総合武道館	千歳市あずさ1丁 目3番1号	1階 ロビー	スポーツ振興課スポーツ施設係 担当 小野寺（オノデラ） 電話 0123-24-0855

3 事業の実施期間

No.1 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

No.2 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

No.3 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

No.4 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

No.5 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

No.6 令和元年11月1日から令和7年10月31日までの6年間

4 設置機器の仕様

設置機器の仕様については、次の各号に定めるところによる。

(1) 共通事項

原則、広告掲出部分とAED収納部分が連結した一体の構造となり、分離していないこと。これにより難しい場合は、企画提案書上にその旨が分かるように明記すること。

(2) デジタル媒体の広告について

ア 音の出る広告は認めない。

イ 電源の入切は、タイマー等で自動制御可能なものとする。また、タイマー等の時間設定は、原則施設の開庁時間とし、施設管理者が指示するものとする。

(3) 紙媒体の広告について

紙媒体を照らす照明を内蔵した機器も設置可能とするが、施設ごとの電源の使用の可否は、当該施設管理者との協議によるものとする。

(4) AEDについて

ア AED本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。

イ 「本体（電極パッドを含む。）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の認可がされていること。

ウ 最新のJRC蘇生ガイドラインに適合していること。

エ 音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。

オ 小児に対し使用可能であること。（電極パッドの交換等付属品による対応を含む。）

カ ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）する機能があること。

キ バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。

ク セルフチェック等で異常があればアラーム音を出して、警告する機能があること。

ケ 使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。

コ 本体、バッテリー及び電極パッドは、耐用期間内のものであること。

5 機器等の設置・保守管理・撤去

(1) 事業者は、施設利用者に危険を生じない方法によりAEDを設置しなければならない

い。

- (2) 事業者は、A E Dの設置に際し、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所及び構造にしなければならない。
- (3) 広告付きA E Dの保守管理については、全て設置事業者が行うものとする。
- (4) 転倒防止等の安全措置や設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (5) A E Dについては、本体の耐用期間や電極パット等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう適切な点検、交換を実施すること。また、A E D使用後には、電極パット等の消耗品の交換を速やかに行うこと。
- (6) 故障発生時等の緊急時には、A E Dを使用できない期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をA E D収納部分等に明示すること。
- (7) 事業者は、A E Dの設置、撤去、清掃、広告の変更作業等を行う場合は、事前に施設管理者と日程調整しなければならない。
- (8) 事業者は、A E Dの設置、広告等の製作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する際には、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

6 その他

(1) 広告主の募集

広告主の募集は、事業者において行うこと。

(2) 留意事項

ア 広告の内容（デザイン）については、製作前に施設管理者の確認を受けること。

イ 掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと施設管理者が判断する場合、広告内容等を変更すること。